

金融機能強化法に係る監督指針改正の概要について

金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用上の留意事項について、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に規定。

(1) 経営強化計画の記載事項に関する留意事項

「経営改善支援等取組先企業数 / 取引先企業の総数」の具体的解釈を規定

(2) 株式等の引受け等の決定に関する留意事項

法令上の要件の審査に関し、特に留意すべき事項を規定。例えば、

コア業務純益ROA(収益性の数値目標)の上昇幅

同一業態上位3割以内の実績以上とする

資本参加額

同一業態中位以上の自己資本比率の水準を一つの目安としつつ、リスクの状況や地域における金融機能の発揮の観点からも確認する

資産査定 of 適切性

直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものか等を確認する

(3) 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等

監督上の措置等について特に留意すべき事項を規定。主な内容は以下のとおり。

計画記載指標

経営改善目標

コア業務純益ROA(収益性)

経費率(効率性)

不良債権比率(不良債権処理)

信用供与の円滑化

中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高 / 総資産額
経営改善支援等取組先企業数 / 取引先企業の総数

結果責任の枠組みと連動

結果責任の枠組みと連動せず

監督上の措置

計画期間中

計画終期の1年前になっても、 の実績が計画始期を下回る場合

理由及び改善策の報告徴求

(注) 抜本的な組織再編成以外(結果責任あり)の場合は、実効性ある施策が講じられていないときに、必要に応じ、業務改善命令の発動も検討

計画終期

の目標未達

結果責任(経営責任)の明確化

(注) 抜本的な組織再編成(結果責任なし)の場合は、
・ の実績が対目標比で3割以上下回る
・ 又は の実績が計画始期を下回る
ときに、抜本的収益改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討。命令発動後、なお状況の改善が見られない場合は厳正に対応。

(1) 又は の実績が計画始期を下回る場合

理由を報告徴求

(注) 実効性ある施策が講じられていない場合には、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討

(2) 又は の実績が2期連続で計画始期を下回る場合

理由及び抜本的収益改善策を報告徴求し、原則として、業務改善命令の発動を検討

(注) 所定の配当がなされない場合には、その理由及び抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討。また、資本参加を受けた金融機関の自己資本比率が基準値未満となった場合には、協定銀行に対する転換権行使の要請を検討